

改正

平成30年4月1日告示第141号

長浜市景観まちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市景観条例（平成20年長浜市条例第4号。以下「条例」という。）第44条第2項の規定に基づき、魅力と活力を高めるまちづくりを推進するため、地域の景観づくりを推進する事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(補助金の交付対象事業等)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、景観形成促進区域協議会が景観形成重点区域の指定の提案を目的とした調査、検討のための活動（以下「景観形成促進区域対策事業」という。）又は景観形成重点区域協議会が当該区域の良好な景観の形成を目的とした景観づくりのための活動（以下「景観形成重点区域推進事業」という。）とする。

2 各補助対象事業にかかる対象者、対象事業の内容及び経費、補助率及び補助金交付の条件等は、別表第1及び別表第2に定めるものとする。ただし、他の補助制度の対象となる事業又は景観形成重点区域推進事業で安全性及び耐久性（耐用年数が5年以上であること。）を有しないと認められる事業は、補助の対象としない。

(事業計画協議書)

第4条 次の各号に掲げる補助対象事業を実施しようとする団体は、原則として事業着手の3か月前までに事業ごとに当該各号に掲げる書類を市長に提出し、適切な指導を受けるものとする。

(1) 景観形成促進区域対策事業 景観形成促進区域対策事業計画協議書（様式第1号）

(2) 景観形成重点区域推進事業 景観形成重点区域推進事業計画協議書（様式第2号）

(補助金の額の内定)

第5条 市長は、前条の規定による事業計画協議書の提出があったときは、その内容を審査し、事業採択の可否を決定し、必要な条件を付し、当該事業計画協議書を提出した団体に額の内示をするものとする。

2 市長は、前項の事業採択について、必要に応じ、長浜市景観審議会の意見を聴くものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に定める日は、前条第1項の内示の日以後から事業開始前までとする。

(申請の添付書類)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第4条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 景観形成促進区域対策事業

ア 景観形成促進区域協議会の規約

イ 景観形成促進区域協議会の構成員名簿

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 景観形成重点区域推進事業

ア 景観形成重点区域協議会の規約

イ 景観形成重点区域協議会の構成員名簿

ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号ア及びイに規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

- (2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 請求書及び領収書の写し
- (4) 事業写真
(補助金の交付)

第9条 市長は、規則第14条第1項に規定する補助事業等実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第141号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業名	景観形成促進区域対策事業
補助対象者	景観形成促進区域協議会
補助対象となる事業の内容及び経費	景観形成の将来像・景観づくりの進め方の検討に必要な経費とする。これらを例示すると、おおむね次に掲げるものをいう。 (1) 学習会等の開催経費(食料費は除く。) (2) 啓発資料等の作成経費 (3) 地域住民の意識調査経費 (4) 先進地調査経費 (5) 将来構想図(透視図)の作成経費 (6) その他市長が必要と認めるもの
補助率等	補助対象経費の1/2以内。ただし、補助対象経費は300千円を限度とする。
補助金交付の条件等	1団体あたり1回に限る。

別表第2 (第3条関係)

事業名	景観形成重点区域推進事業
補助対象者	景観形成重点区域協議会
補助対象事業及び補助対象経費	景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した景観づくり活動、修景等に必要な経費とする。これらを例示すると、おおむね次に掲げるものをいう。 (1) 地域の特性を生かした修景をするための建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の増築、改築、移転若しくは除却又は外観の変更。ただし、工作物については、新設も含む。 (2) 建築物等の敷地の道路沿いの生垣の新設 (3) 道路から展望できる建築物等の敷地の緑化 (4) 景観形成重点区域の象徴となる小公園の整備 (5) 道路沿いの植樹 (6) 長浜市景観計画(平成20年長浜市告示第21号)に規定する行為の制限の基準に基づいて行う景観づくり (7) その他市長が必要と認めるもの
補助率等	1回目は、補助対象経費の2/3以内 2回目及び3回目は、補助対象経費の1/2以内 4回目及び5回目は、補助対象経費の1/3以内 ただし、補助対象経費は900千円を限度とする。
補助金交付の条件等	一つの補助対象者当たり、1会計年度に1回、最大5回交付できるものとし、補助対象事業は、初めて交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から5年以内の間に実施されるものに限る。

長浜市長

あて

申請者 住 所

団体の名称

代 表 者 名

景観形成促進区域対策事業計画協議書

景観形成促進区域対策事業について、下記のとおり計画をしていますので、長浜市景観まちづくり支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき協議します。

記

1 補助事業の内容

景観形成促進区域対策事業計画のとおり

2 添付書類

(1) 景観形成促進区域協議会規約

(2) 景観形成促進区域協議会区域図

景観形成促進区域対策事業計画書

1 地域現況と課題

項 目	具 体 的 内 容
(1) 地域の現状	(地域の現状について、次の点に留意しながら総括的に記入してください。) ① 地域の概要（地域の特色、構成自治会、区域など） ② 地域を取り巻く状況（地域の景観に必要な建造物の状況、大規模建築物等の立地状況など） ③ 地域における活動状況（景観をテーマにした活動、景観を保全する取り組みなど）
(2) 地域の課題と対応策	(今回の事業計画やこれまでの活動を踏まえて、記入してください。) ① 地域の課題や個別の建造物などの課題について記入してください。 ② 対応策や今後の進め方について具体的に記入してください。

(3) これまでの話し合いの実績

開催日	主 な テー マ	話 し 合 い の 内 容	参加人数	備 考

2 事業計画

事業の内容					
事業を行う理由及び期待される効果					
期 間	開 始	年	月	日	～ 終 了 年 月 日
事業費					
事業実施後の取り組み（景観形成重点区域の指定に向けた取り組み）					

長浜市長 あて

申請者 住 所
団体の名称
代 表 者 名

景観形成重点区域推進事業計画協議書

景観形成重点区域推進事業について、下記のとおり計画をしていますので、長浜市景観まちづくり支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき協議します。

記

1 補助事業の内容

景観形成重点区域推進事業計画のとおり

2 添付書類

- (1) 景観形成重点区域協議会規約
- (2) 景観形成重点区域協議会区域図
- (3) 設計図面及び見積書
- (4) その他参考となる資料（カタログ等）

景観形成重点区域推進事業計画書

1 地域現況と課題

項 目	具 体 的 内 容
(1)地域の現状	(地域の現状について、次の点に留意しながら総括的に記入してください。) ① 地域の概要（地域の特色、構成自治会、区域など） ② 地域を取り巻く状況（地域の景観に必要な建造物の状況、大規模建築物等の立地状況など） ③ 地域における活動状況（景観をテーマにした活動、景観を保全する取り組みなど）
(2)地域の課題	(今回の事業計画やこれまでの活動を踏まえて、記入してください。) 地域の課題や個別の建造物などの課題について記入してください。
(3)地域の目標等	① 景観づくりの目標や地域将来像について具体的に記入してください。 ② 対応策や今後の進め方について具体的に記入してください。

2 事業計画

事業の内容				
事業を行う理由及び期待される効果				
期 間	開 始 年 月 日 ～ 終 了 年 月 日			
事業費合計				
事業名	事業費の積算	事業費	補助対象経費	備 考
事業実施後の取り組み				